

企業規模要件撤廃等に伴う経過措置（就業調整を減らすための保険料調整）（概要）

- 今回の改正で適用が拡大される比較的小規模な企業（従業員数50人以下の法人等や一部業種における5人以上の個人事業所）で働く短時間労働者（標準報酬月額が12.6万円以下の者を念頭）について、被用者保険（厚生年金・健康保険）加入に伴う手取りの減少を緩和することで、就業調整を減らし、被用者保険の持続可能性の向上につなげる観点から、国の定める負担割合を前提に、短時間労働者の保険料負担を軽減できる特例的・時限的な経過措置を設ける。（事業主が労使折半を超えて一旦負担した保険料相当額を制度的に支援する。）
- 特例措置の適用を希望する事業主は、適用開始時に年金事務所等にその旨の簡素な申し込みを行うことで適用できるとし、特例措置の適用期間（3年間）の期間中は、特段の申請等を要することなく、制度的支援を活用できるものとする。
- 企業規模要件の段階的な撤廃（令和9年10月から令和17年10月まで段階的に実施）の前でも、今般の適用拡大の対象となっていない5人未満の個人事業所も含め、事業所単位で任意に短時間労働者への適用を行う場合にもこの仕組みを活用可能とする。
（令和8年10月施行）

□ 保険料調整後の手取り収入・調整額のイメージ ※ 3号から2号に移行する場合のイメージ

